

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状

松尾剛次

はじめに

戦国大名最上義光（一五四六―一六一四）に関しては、数多くの研究がある^{*1}が、ここでは、従来手薄であった古文書学的な視点から最上義光を見直してみる。最上義光関係文書については、『山形市史』、『山形県史』によって丁寧な収集が行なわれ、優れた分析もなされている^{*2}。しかし、『山形市史 中巻』は昭和四八（一九七三）年、『山形県史』は昭和五二（一九七七）年に刊行されるなど四〇年近くも前の成果である。『山形市史 中巻』の頃は一五五五点ほどの義光文書が見いだされたに過ぎない^{*3}。ここでは、それら以後に見えられた文書も加えて、最上義光関係文書^{*4}（表参照、全部で三三八例）を分析し直し、それらを通して最上義光による羽州支配のありように光を当てたい。なお、最上義光家は、義光が慶長一九（一六一四）年に亡くなって間もない元和八（一六二二）年には改易となった。そのため、最上義光関係文書の分析を通じて戦国大名から近世大名への展開を追うことができるので、最上義光関係文書に注目した。

ところで、戦国大名の発給文書は、印判状と判物の二つが注目されてきた。印判状というのは、文書の奥や袖に印章（印判）が据えられた所領の安堵、宛行、寄進を内容とする文書である。他方、判物は印章の代わりに花押が据えられた文書である^{*5}。

戦国大名発給文書の全国的な分析を行なった山室恭子氏^{*6}によれば、フォッサマグナを境にして西国の大名は判物を多く発給したのに対して、東国大名は印判状を数多く発給したとされる。戦国大名は、印判状と判物を出して、所領の安堵、宛行、軍役の命令、伝馬の特権付与、ようするに家臣団統制や領内支配を行っていた。印判状と判物は機能としては同じものである。山室説によれば、初めほどの大名も判物で出したのを、途中で印判状に切り替えていったという。その背景には、官僚制の整備と展開があると考えられている。

この山室説を踏まえて、大石直正氏^{*7}は伊達政宗文書の分析を行い、東北の大名は印判状と判物のみならず、花押や印判を据えた書状を数多く出しており、印判状と判物だけに注目したのでは、東北大名の特性を理解しがたいのではと指摘されている。後述するように、その指摘は示唆に富むものである。

だが、山室氏の研究では依拠した最上史料の収集が全く不十分^{*8}。なうえに、典拠が全くないことに示されるように、追検証すらできない。また不十分な文書収集に基づき、豊臣秀吉による全国統一樹立の天正一八（二五九〇）年を最上文書における画期とする。しかし、本文で述べるように、慶長一七（一六一二）年こそが一大画期であった。

また、大石氏の研究にしても東北の大名の文書といっても伊達政宗文書以外の大名の古文書分析は極めて不十分と言わざるをえない。そこで、伊達政宗とならぶ石高を誇る五七万石の大大名であった、最上義光

文書を古文書学的に分析し、東北大名文書分析の一ケース・スタディとしよう。とりわけ、書状と印判状・判物との関係について、見通しをつけたい。

第一章 判物と印判状

第二節 最上義光の判物

まず最上義光の判物から分析しよう。最上義光の花押については、図のような、AからEの五種類あることが明らかにされている。ただし、E型は、後述するC型印判と併用される場合(表、338など、以下番号のみを記す)もあることが注目される。さらに、B型、C型はB1、B2型、C1、C2型に細分する見解も出されている*⁹。筆者はすべての史料の原本調査を試みたが、『山形市史』編纂の時点では原本が見られたのに、散逸してしまっていて現在では見ることができないものもある。その場合は、そうした区別はせずに、ただBとかCとかといった具合に表記している。

さて、最上義光の花押が据えられた文書は、表のように永禄一三(一五七〇)年一月日付の最上義光言上状以来六七例が伝存している。しかし、注目すべきことには、その大部分は書状であり、知行宛行、安堵、起請、感状などを内容とするいわゆる判物は、一一例という点が注目される。その花押はA型・B型・C型・E型である。とすれば、大石氏が伊達政宗文書の分析で指摘された書状が多いという東北大名の特徴は、現存する花押の捺された文書に限れば、最上義光についてもいえることになる。

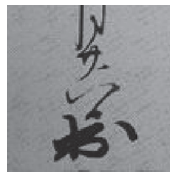
判物の代表といえる知行宛行は、最上義光が元亀元(一五七〇)年行家督襲名して*¹⁰以後は数多く発給されたと考えられる。たとえば史料



図(1) A型



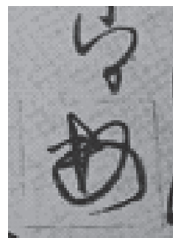
図(3) C型



図(5) E型



図(2) B型



図(4) D型

(1) のように元亀三(一五七二)年三月一七日付けで、萩生田弥五郎*¹¹に「妙見寺之内仁千苺、飯田之内千苺、妙見寺内畠一貫地」の土地を宛行っている。

史料(1)*¹²

此方罷越致奉公付而、妙見寺之内仁千苺、飯田之内千苺、妙見寺内畠一貫地相添候、於末代可致成敗候者也

義光(花押)

元亀三年三月十七日

萩生田弥五郎殿

史料(1)のように、義光という署名の下に先述のA型花押を据えて

いる。妙見寺、飯田ともに村山盆地内、すなわち現在の山形市内で、最上氏の本領中の本領といえる。
その後は、史料(2)、史料(3)のように、慶長七(一六〇二)年七月二三日付で里見(東根)景佐に出したC型花押の判物まで、管見では判物は見られない。

史料(2)*13

依今度之奉公無比類、東根之地田畠合六千石但半物成也、畠者四分一而千石分也、永代可致知行者也、仍如件

慶長七年

七月廿三日 義光(花押)

里見薩摩殿

史料(3)*14

東根之地内田畠合而参千石者、但十物成、畠者四分二而九百石倉納二申付候条代官可申者也、仍如件

慶長七年

七月廿三日 義光(花押)

里見薩摩殿

史料(2)、史料(3)は、義光が慶長七(一六〇二)年七月二三日付で里見景佐に出したC型花押の判物である。

史料(2)からは田畠合わせて六千石が里見景佐に宛行われている。史料(3)からは、最上義光の東根の蔵入地(最上義光の直轄地)三千石の管理を里見景佐にまかせていることがわかる。里見氏は、東根氏ともいい、「最上義光分限帳」によれば、知行高一万二千石であった有力家臣である*15。

また、つぎの史料(4)や史料(5)のように、A型花押の判物が慶長八(一六〇三)年、慶長一五(一六一〇)年に出されている。宛名の平清水氏は四千石もの土地を義光に与えられた有力家臣である*16。

史料(4)*17

千石事、令扶助之訖、永可有領知者也、仍如件

慶長八卯

四月十一日

出羽守 義光(花押)

平清水

史料(5)*18

村山郡内三千石事、山林共令扶助之訖、永可有領知者也、仍如件

慶長十五庚申六月廿六日

最上出羽守 義光(花押)

平清水下野殿

義光の判物は以上の史料他合わせて一一例しか管見に及んでいない。それは史料残存の偏りもあるにせよ、天正期以降には、支配領域の拡大と家臣団数の増加、官僚機構の整備も進んだ結果、印判状が判物よりも多数出されるようになっていったことがあるのは確かであろう。

だが、印判状が出されるようになったからといって判物が完全に出さなくなつたわけではない。実際、史料(2)と(5)のように、慶長期になつても、義光は里見氏、平清水氏といった有力家臣に対しては判物を出している。一般的に言つて、印判よりも花押の方が発給者の人格性をあらわしており、印判よりも判物の方が厚礼とされるが、有力家臣には判物を出し続けたのであろう。

史料(6)^{*19}

去年以來其本二相詰、萬氣遣無心元候、然者酒田も事澄、無残所候間、急度庄内へ可罷下候、本田佐渡殿へも得御意候間、氣遣あるましく候、修理殿へも暇乞を可申候、恐々謹言、
眼病故不及判形候

(慶長六(一六〇一)年カ) 六月廿一日 義光

下勘七郎とのへ

史料(6)は、義光が尾浦城(現、山形県鶴岡市)代下次右衛門の養子下勘七郎に宛てた書状である。下勘七郎は二〇〇石を賜るほどの有力家臣である^{*20}。これは書状の場合であるが、「眼病の故に判形に及ばず候」と花押を据えなかつた理由を末尾に書いている。書状ですら有力家臣に出す際は花押を据えるべきという意識があつたのであろう。

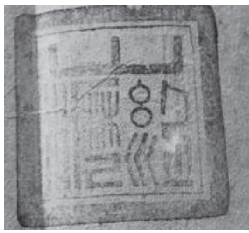
ところで、紙の用法に注目すると基本的には縦紙の判物から折紙の判物へ変化していることに気づく。A型のは縦紙(表1、2、5、129)と横折紙(121)のがある。B型のは、横折紙のみ(81)。C型の判物には縦紙(85)、横折紙(118、119)、牛王宝印が一例(95)、E型は横折紙が一例(292)ある。

縦紙と横折紙とは、縦紙の方が横折紙よりも厚札とされる。まず、縦紙の判物が出され、のちに、横折紙の判物へと変化していった^{*21}ことはいえるであろう。その背景に、最上義光の戦国大名としての成長、権力基盤の確立があつたことは想像にかたくない。次に、義光の発給した古文書のうち印判状^{*22}に注目しよう。

第二節 最上義光の印判状

最上義光の印判についても、『山形市史 中巻』^{*23}の優れた研究があ

る。それによれば、朱印がなく黒印ばかりであることや、黒印に三種類のものがあることが明らかにされた。しかし、その後、伝馬印^{*24}が発見され、最上義光の印判は四種類あることがわかつている。その四種類というのは、A型とB1型とB2型とC型とD型である。A型とは、図(6)のようなもので、B1型とB2型とは、図(7)と図(8)のようなもので、C型は、図(9)のようなもので、D型は図(10)の印判である。A型は、一見してB型とC型とを併せたような印判であることが注目される。すなわち、B型のような香炉形(鼎型ともいう)をデザイン化した印判(中に出羽・山形)であるとともに、その中心部にはC型の楕円形に「七」と「得」の文字がある。



図(10) D型



図(8) B2型



図(6) A型



図(9) C型



図(7) B1型

A型で管見に及んだものは、「専称寺文書」の天正九(一五八一)年八月五日付「最上義光知行宛行状」*²⁵と無年号八月三日付け、天正一九(一五九二)年か書状*²⁶の二点のみである。

天正九(一五八一)年八月五日付の文書は、その形態は縦紙である。内容は以下のようなものである。

史料(7)*²⁷

山邊南分之内、仁千束仁百五十かり為取置候、末代可致知行候也

(黒印)

天正九年辛巳八月五日

神主八郎殿

すなわち、義光が神主八郎に山邊南分の二千二五〇疇の土地を宛行つたものである。つまり、知行宛行状で、主従関係において最も重要な事柄を扱っている。以上のように、A型の印判状は、当初は判物でなされた知行宛行にも使われている。

B型の二つの印判は、ほとんど似ているが、『山形市史 中巻』で論じられたように、七の文字の太さなどで相違がある*²⁸。それゆえB1型とB2型と2つに分けられている。

B型の印判は、表のように天正五(一五七七)年の白鳥長久宛義光書状(3)以来見られる。B型の印判の据えられた義光文書で、管見に及んだものは五〇例がある。先学は、B型の印判状は、B1型、B2型ともにはいずれもほぼ同数の使用が見られ、内政・外交で使い分けられたとは考えがたい*²⁹とされてきた。しかし、B1型は一五例、B2型二四例、いずれか不明一一例である。

このように、不明が一一例あるが、B2型の方が多い点に注意される。また、時期的には天正一五(一五八七)年一〇月を画期として、例外はあ

るにせよ、それ以前にはB1型、以後はB2型が捺されている。例外はいずれも年欠文書であり、B2型が使用されていることから、その年代を天正一五年一〇月以後と訂正すべきかもしれない。安部俊治氏はB1型を前期鼎型印章、B2型を後期鼎型印章とされるが、ほぼそれは支持できよう*³⁰。この天正一五年一〇月は最上義光が庄内を一時的に支配した時である。以前にもまして数多くの印判状が出されたはずで、B1型の印判に代えてB2型印判が使われるにいったたのかもしれない。

史料(8)*³¹

立石寺常灯断絶之間、今度為油田、重澄之郷之内に畑仁貫八百五十地、於末代令寄附候、衆中無如在可被挑法灯事^{ツツ}、詮要候、仍為後日之状、如件

天正十四年内戌正月一日

立石寺

衆徒中

高楡小僧丸

義光(印判)

史料(8)は、天正一四(一五八六)年正月一日付で出された最上義光寄進状で、B1型の最上義光黒印が捺されている*³²。義光は天正一二(一五八四)年に天童氏を打倒した。その際、立石寺は兵火に罹り不滅の常灯が断絶した。それに対し、義光は常灯を維持すべく、油田として、「重澄之郷之内に畑仁貫八百五十地」を永久に寄付したのである。

史料(9)*³³

立石寺法花堂常灯寄進之状

抑彼灯火之事、伝聞、本山之法灯相統雖及数百歳、近年断絶候、山形依存御祈禱、則窺上意、常燈油之分奉寄進地之事、重澄之内畑作人荒屋堪忍

仕候、五百地佐藤中務丞、壹貫五十地東海林内匠、八百地同右馬助、五百地同二郎兵衛柱之分荒屋二畑參百地、斎藤太郎衛門尉、都合貳貫八百五十地二候、從此地毎年油伍斗七升宛罷出候、(中略)油無斷絶様可有之候、彼是以神慮、御親子寿福増長・武運長久・如意成就之加護、所仰之状、仍如斯

山形近習

浦山源左衛門尉

光種(花押)

天正拾四年丙戌正月一日

史料(9)は、史料(8)を受けて同日付で最上義光の近習浦山光種が出した添状である。史料(8)では大まかな寄進内容しか書いてない。この浦山の添状によって具体的に重澄郷内の畑であつて、荒屋が作人で、佐藤中務丞等が領有する「二貫八百五十」の土地から、「毎年油伍斗七升」を取るといった具体的な寄進内容が記されている。このように義光の宛行状や寄進状が出されると、義光の近習や担当奉行の添状が出されたと考えられるが、この天正一四年正月一日の寄進のケースは、義光寄進状とその寄進実施過程がわかる貴重な事例である。

次に注目されるのは、B型の印判の据えられた文書の大部分は書状で、宛行状、寄進状など、いわゆる印判状は四例しかない点である。すなわち、後述のC型と比較してB型は書状に多く用いられたようである。この点は注意すべき事柄であろう。

C型は、楕円形に「七」と「得」の文字がある小黒印である。この七得は、七徳のことであろう。すなわち、「春秋左伝」宣公二二年(紀元前五九七年)によれば、武の七つの徳を意味するという。その七徳とは、暴を禁じ、兵を治め、大を保ち、功を定め、民を安じ、衆を和せしめ、財を豊にすることである^{*34}。最上義光は、そうした武の七徳を理想としたの

であろう。

C型は、表のように天正九(一五八一)年九月一二日以後、慶長一八(一六一三)年七月二五日まで発給されているのが確認されている。すなわち、義光文書の全体を理解するうえで鍵となる印判である。C型は種々の用途に用いられている。本稿では小黒印とも表記する。管見に及んだものはC型は一六八例と印判の据えられた文書の中ではもつとも数多く発給された。

D型は、A・C型とは大きく異なり、文字は「山紀樞」とある。山は山形、紀は道、樞はいばおけ、または馬小屋の意味である^{*35}。D型は、伝馬印で大沼大行院に伝わった慶長五(一六〇〇)年四月日付け文書^{*36}(伝馬印証)に見られる。この伝馬印判状については、鈴木勲氏の研究^{*37}が詳しいので、詳しくはそれに譲る。こうした伝馬印証は数多く出されたはずだが、現在は二例しか知られていない。他の一例はB型の印判が捺されている。

ここで、とくに問題とするのは、A型とB型とC型との関係である。A型は、先述のように天正九(一五八一)年八月五日のものとの無年号(天正一九年頃か)の文書の二点しか残っていない。また、B型は、天正期(一五七三〜九二)に限って出されたと考えられている^{*38}。他方、C型は、天正九年九月以来見られ、慶長期まで出され続けている。

それは、単なる史料残存性の偏りの結果とも考えられ、以後も、A型やB型の黒印状が出された可能性は残る。実際、文書ではないが、光明寺に寄進された『遊行上人絵巻』には、文禄三(一五九四)年七月七日付で義光のB2型印判が据えられており^{*39}、一見すると、B型は、天正期に限ってだされたというのは問題があるかもしれない。しかし、『遊行上人絵巻』は、最上義光によって文禄三(一五九四)年七月七日付で一旦、光明寺に寄進されたが、事情があつて^{*40}最上義俊により寛永八(一六三一)年七月一五日付で再び寄進された。この寛永八年の再寄進に際

して書かれた寄進文言の筆跡と文禄三(一五九四)年七月七日付の寄進文言の筆跡とは全く同じであり、義光のB型印判は寛永八(一六三一)年の再寄進に際して捺されたと考えられる。そこで、ここでは一つの仮説を出しておきたい。

すなわち、A型とB型はC型によって代わられ、しだいに発給されなくなった、と推測される。というのも、C型というのはA型・B型から分かれたと考えられるからだ。C型がA型の真中の「七得」(B型は「七得」ではないが、「七」の部分であることは明らかである。

以上、最上義光の四種類の印判について見てみた。従来は、B型が目されてきた。だが、それはほとんどが書状用に用いられている。他方、天正九年九月以来慶長期まで発給されるなど最も使用頻度が高いC型の役割こそ大いに注目される。そこで、以下、C型印判に注目する。

第二章 C型小黒印の印判状

第一節 C型小黒印状

先述したように、C型は、最も使用頻度が高く一六八例も管見に及んでいる。とりわけ、安堵、知行宛行、寄進などを内容とするいわゆる印判状は一五三例、書状は一五例と印判状が圧倒的に多いことが特徴といえる。そこで、C型の黒印が捺された印判状を見てみよう。

まず、指摘できるのは、C型印判状の用紙に注目すると縦紙、横折紙、切紙の三種類があることだ。

史料(10)^{*41}

今度山内之儀、壹廻之奉公付而、安藤九郎兵衛成敗之地為取置候、於末代可致知行候也、

天正九年辛巳九月十二日
義光(小黒印)
卯鶴殿

史料(10)のように、天正九(一五八一)年九月一二日付で卯鶴に対して「安藤九郎兵衛成敗之地」を宛行っている。これが最も早い時期のC型印判状であるが、縦紙でまず出されたことが注目される。

ところが、慶長期にはC型印判状が横折紙で出されている。そこで、横折紙のC型印判状を見てみよう。とりわけ、慶長一七(一六一二)年六月四日には、前年の検地を踏まえて、庄内二郡と由利郡内の寺社・武士のみならず有力農民である肝入らに対して、一〇〇通以上の土地寄進状を発給した。それらは、いずれも横折紙に、C型黒印(小黒印)が捺されている。

史料(11)と史料(12)は、井岡寺(山形県鶴岡市)に伝わった文書⁴²である。

史料(11)^{*43}

為灯明供物之料、貳拾石八斗七升之所、但半物成、令寄進候了、永算万安可被奉祈当家之延長者也、仍如件、

少将出羽守

慶長十七年

六月四日 義光(小黒印)

井岡村

観音仏供灯明分

史料(12)^{*44}

為神前掃除等之料、三石五斗四升貳合之地、但半物成附置候、弥可抽勤節者也、仍如件、

少将出羽守」

慶長十七年

六月四日 義光

井岡村

御子

史料(11)は、最上義光が、慶長一七(一六二二)年六月四日付けで、「灯明供物之料」として、「貳拾石八斗七升」(それは、「半物成」すなわち、年貢はその土地からとれる収量の半分)の土地を井岡村の観音仏供灯明分に寄付したことを表している。史料(12)は最上義光が「神前掃除料」として三石五斗四升貳合の地を御子に寄付したものである。

井岡寺は、大日山井岡寺といい山形県鶴岡市に所在し、真言宗智山派の寺院である。井岡寺は、寺伝によれば、天長一(八二五)年に淳和天皇第三皇子基貞卿が阿伽井坊遠賀廻井寺として開いたという^{*45}。

この井岡寺には、慶長一七年六月四日付けの最上義光寄進状が、原史料八点・写一三点も伝わっている。写一三点の内、五点は井岡寺鎮守遠賀神社に関わる文書で、明治の廃仏毀釈に際して写が作られて、原史料は神社へ渡され、今はないという。このように井岡寺には、二一点、その内八点は原史料という数多くの最上義光文書(小黑印)が伝わるようになった。史料(11)などの原史料の方は、既知のもので、いずれもすでに『山形市史』で紹介されている。他方、史料(12)など遠賀神社に関わる文書五点は明治の写しではあるにせよ、作成の理由がはっきりしている最上義光文書の写であるにもかかわらず、一切無視されてきた。それらの五点の文書は、遠賀神社に関わるもので、いずれも「神前掃除等之料」として土地を寄付したものである。宛名の「御子」という表現からも、遠賀神社に関わるものであることがわかる。

井岡寺文書は、そうした二一点もの最上義光文書を伝えるだけではな

い。それらが、いずれも、裁断がなされていないために、オリジナルの形態を知ることができるという意味でも貴重である。先に触れた史料(11)の大きさは、縦三五・七、横五三・九センチである。他の井岡寺の最上義光文書も、ほぼ縦三六・〇、横五四・〇センチ前後である。しかも、横折紙に使用している。現存する最上義光文書の多くは、写であったり、現物も、裏打ちの際に裁断されて、オリジナルの状態を知るのには困難であるが、井岡寺文書により、慶長一七年六月四日付の最上義光小黑印文書の形態的な分析が可能となる。ようするに、紙の大きさは、縦三六・〇、横五四・〇センチの紙を横折紙に使用し、縦二・二、横一・一センチのC型黒印が捺されたと考えられる。

第二節 横折紙のC型小黑印状

ところで、鶴岡市郷土資料館には、表紙に「左衛門尉領内庄内式郡之内最上出羽守殿黒印所持之社有之候、右黒印之写^{*46}」(「享保最上義光黒印状写」と略す)と書かれた冊子がある。その表紙の意味するのは、「左衛門尉、すなわち第六代庄内藩藩主酒井忠真^{*47}の領内である庄内二郡の内、最上義光の黒印状を所持している寺社があり、その黒印状の写」というものである。ようするに、史料(11)、史料(12)のような慶長一七年六月四日付の最上義光寄進状を持っている寺社を書き上げ、各々の黒印状が書写されている。それは、当初、享保六(一七二二)年の「町歩御帳改め」に際して奉行所に黒印状の提出が求められたが、その際に黒印状が見つからなかった七か寺分も加えて、庄内藩の御用につき享保一一(一七二六)年に書き上げられ、江戸に提出された^{*48}ものだ。

それには、「右、田川郡・飽海郡の内、黒印所持の寺数は合わせて六八か寺、社家数は五九人、ただし御子あるいは百姓なども社家の人数の内、書き加えている。都合一二七か所」とある。庄内二郡である田川郡、

飽海郡ごとに、寺社、御子、百姓までに出された最上義光の黒印状が書写されている。その数は一二七箇所であった。ところが、享保六年の際には、七箇寺・社の黒印状が見つからず、享保一年に、焼失などの理由を添えたうえで、石高数(生産高)のみを書いて提出している。

これにより、一二七通の黒印状の写と、現物は焼失したが、写しが取られていた最勝寺分を合わせて一二八通の黒印状の写を知ることができた。その結果、現物ではない写だとしても、一二八通(そのうち七四点は未知)の最上義光文書を見いだすことができた。それらは、すべて慶長一七年六月四日附の最上義光知行寄進状であり、ようにするに寺社ほか土地を与えることを内容としている。先述の井岡寺文書のような義光C型印判状が一二八通以上も同日附で一斉に出されたことがわかる。

この「享保最上義光黒印状写」は、江戸時代のもので、最上義光研究では従来ほとんど注目されてこなかった*49。しかしながら、「享保最上義光黒印状写」と残存する現史料との比較によって慶長一七年六月四日附最上義光知行C型小黒印状の全体像がほぼわかるという意味で大いに重要な史料である。

まず注目されるのは表を見れば明らかなく、寄付の対象により大きく三形式の文書があったことがわかる。すなわち、後述する例外*50はあるにせよ、寺院には「灯明供物之料」として、神社関係者には「神前掃除等之料」として土地を寄付し、その土地の年貢率は五割であった。さらに、数は少ないけれど土地ではなく蔵米が寄付される場合もあった。先述の史料(11)・史料(12)は、井岡寺とその鎮守遠賀神社に対する寄付であり、前者は寄付目的が「灯明供物之料」、後者は「神前掃除等之料」として土地を寄付している。こうした「灯明供物之料」、「神前掃除等之料」を名目とするのがほとんどだが、例外的に史料(13)、史料(14)のような例もある。

史料(13)*51
為御堪忍分、蔵米六拾五表進覽候、仍如件

少将出羽守

慶長十七年六月四日

義光

庄内鶴岡般若寺侍衣印

史料(14)*52

御寺領合百三拾八石八升四合、但半物成、此内七拾九石四合者、添川之内二有之、其外者倉米二而進之候、永算万安、禱当家之延長可給者也、仍如件

少将出羽守

慶長十七年六月四日

義光(小黒印)

庄内鶴岡

常念寺

史料(13)は般若寺(鶴岡市)に、史料(14)は常念寺(鶴岡市)に出された最上義光黒印状である。それらはいずれも寺院だが、「御堪忍分」「御寺領」という名目で寄付がなされている。注目されるのは、蔵米(義光の直轄の蔵米)からも支給されることがあったのである。

次に注目されるのは、筆跡の相違から三人の右筆の存在がわかる点だ。

史料(15)*53

為神前掃除等之料、式石之所、但半物成附置候、弥可抽勤節者也、仍如件

少将出羽守

慶長拾七年

六月四日

義光(小黒印)

下山添村之

八幡役者免

紙幅の関係から写真は省略せざるを得なかったが、史料(14)と史料

(15)と、先の井岡寺の義光印判状と比較すると、いずれも筆跡が異なり、三人の右筆の存在が明らかとなる。すなわち、義光が自ら印判を据えているが、他の部分は別人が書いたのである。これは当時、義光くらいの大名になれば、よくあることである。大名たちは、自分で書くことは珍しいほどで、右筆という秘書的な人物に代書させていたのである。義光もそうであった。

とすれば、その右筆に少なくとも三人いたことになる。仮に、甲と乙と丙としよう。そういう目で、既知の慶長一七年六月四日附の最上義光文書の原史料の写真などを見ると、やはり甲・乙・丙三人の右筆の手で書かれている^{*54}。現時点では、乙が原美濃頼秀らしい^{*55}が、甲と丙の人物は特定できていない。それは今後の課題である。原美濃頼秀とともに、庄内支配の実務を担当した進藤但馬といった吏僚かもしれない。

さらに注目すべきことに、史料(16)のように、慶長一七年五月九日にも横折紙のC型印判状が武士に対しても多数出されている。

史料(16)^{*56}

仮遣之知行之事、式百五十石、但四物成、永代可致安堵者也、仍如件

慶長十七年

五月九日

大津藤右衛門とのへ

義光(小黒印)

史料(16)は、最上義光が慶長一七年五月九日附で大津藤右衛門に対して、先に仮に遣わしていた生産高二百五〇石で、年貢率が四割の土地を永代に安堵することを伝えている。その文書の様式は、横折紙に小黒印という具合に、慶長一七年六月四日附最上義光寄進状と同じである。また、史料(16)の筆跡は先述の丙のものである。そうした文書は一〇点が伝わっている。すなわち、武士に対しても発給されている。庄内は、慶長六年以後、新たに獲得した地域であり、庄内の二〇〇を越える武士

^{*57}へも出されたのであろう。

とすれば、C型黒印は、横折紙と併用した場合は、大量発給の際に使われたと考えられる。そもそも、徳川家康は、慶長五(一六〇〇)年九月の関ヶ原合戦に勝利したが、最上義光は家康に味方したために、慶長六(一六〇一)年には庄内地方も獲得し、五七万石の大大名となった。その結果、文書の発給方式に関しても、最上領統治のために、原則が確立していたと考えられる。

ところで、古文書学的には、横折紙は、縦紙と比較して薄札であり^{*58}、大量な発給に向いている。さらに、C型黒印も、B型のものよりも、はるかに小型で、捺しやすものである。それゆえ、大量発給に際してC型の小黒印と横折紙がセットで使用されたのではないかと考えられる。もしこうした仮説が成り立つとすれば、慶長六年以後において、C型黒印と横折紙のセットの文書が一点でも残っていたとすれば、その時期に一〇〇点をも超える大量発給がなされたのではないかと推測される。

山形市の常念寺文書には、史料(17)のように、横折紙の慶長一六(一六一)年五月二二日付の最上義光C型黒印状が残っている^{*59}。

史料(17)

乍少中野之内知行百石之所、進之候、地之有所、伊豆備後お尋尤候目出候、

慶長十六年

五月廿二日 義光(黒印)

常念寺

参

すなわち、最上義光が常念寺(現、山形市)に中野の内の百石の知行地を寄進したことを伝えている。本文書は、慶長六年以降の文書で、かつ

横折紙に小黒印であり、おそらく大量発給された文書のうちの一点と考えられる。

村山地域には、最上義光文書の残存が少ない。だが、この常念寺文書から判断すると、最上義光は、村山地域においても、慶長一六年五月二二日付で、翌年庄内地域で行ったように、土地の寄進を一齐に行つたと推測される。

ようするに、慶長一六、一七年は最上領五七万石における最上氏支配の確立を告げる画期であった。

第三節 切紙のC型小黒印状

ところで、C型小黒印状には、切紙のものもある。管見によれば、表のように六点あり、いずれも慶長一六(一六一一)年八月二二日付のものである。

史料(18)の文書は、「日枝神社文書」で、私が新たに発見した最上義光文書である*60。もつとも、それは、『鶴岡市史資料編 庄内史料集 古代・中世史料 上』*61において、すでに翻刻・紹介されてきたが、それでは、残念なことに年付けの下にある最上義光の黒印が見過ごされてきた。

ところが、日枝神社文書の現物を見ると、年付けの下に最上義光の黒印がある。それゆえ、最上義光文書といえる。

史料(18)

覚

- 一、 御まほり
- 一、 あふき 式ほん
- 一、 銀子 三匁

以上

つるか岡

下ノ山王大夫

慶長十六亥年八月十二日

(義光黒印)

御位之御しうきとして、わさとまでにさしあけ申され候、御めてたふく

ミ(原)の

(進藤)の
たちま

最上義光は、慶長一六(一六一一)年三月二三日付で従四位上少将に就任した*62。すなわち、切紙のC型小黒印状は、いずれも従四位上少将就任へ対する御祝儀への礼状で、原美濃頼秀、進藤但馬安清が義光の命令を奉じている。内容は受取状であるが、年付けがあるように、単なる私信ではなく、公的な意味があったと考えられる。とはいえ、奉行が義光の命令を奉じており、用紙は切紙が使われている点に大きな特徴がある。

とりわけ、史料(18)の文書は、写ではなく、原史料(大きさは縦三四・二、横一七・二)で大変貴重である。原美濃頼秀、進藤但馬安清は、各々、尾浦(大山)城代下秀久、亀ヶ崎(酒田)城代志村光安の家臣であった*63。原美濃は大山城主下対馬守(治右衛門)の家老、進藤但馬は亀ヶ崎城主志村光安・光惟の家老であると考えられている*64。本文書からも、彼らが最上義光の意を受けて、庄内支配の実務を担う吏僚であったことがわかる。

第四節 花押や印判の据えられた書状

先述のように、大石直正氏は、伊達政宗文書などから、東北大名の特

徴として判物、印判状よりも花押や印判の据えられた書状が多い点を指摘されている。そのことは、最上義光文書については、判物に限ればいえるが、印判状と比較すればあてはまらない。

管見に及んだ最上義光書状は一四二例で、残存する判物・印判状の総数よりも少ないが、比較的多数残っている。そのうち、花押が据えられたものは五七例がある。それらのうち、不明のもの一二例を除くとA型花押が据えられたものは六例、B型花押は三例、C型花押は二七例、D型は二例、E型は七例ある。C型花押の書状が多いことがわかる。しかも、C型のうち、九例は横折紙が使われている。

他方、印判が据えられた書状は六二例あり、そのうち、不明のもの一例を除くと、A型の印判が据えられたのは一例、B型の印判は四六例、C型の印判は一四例である。すなわち、B型が圧倒的に数が多いことがわかる。とすれば、先述したようにB型は基本的に書状用に使用されたものであったと考えられる。

ところで、史料(19)の某年五月五日付最上義光書状^{*65}は、新関因幡(一六二四)から送られた端午の節句の祝物(板物二反と酒肴)への礼状である。新関因幡は、「最上義光分限帳」によれば、知行高六五〇〇石の武将で、慶長六(一六〇一)年以降最上氏改易まで、鶴岡城代であった^{*66}。

史料(19)

以上

為端午之祝儀、板物式端・酒肴到来候、幾久珍重目出候、猶重而可申越候、謹言

五月五日

新関いなはとのへ

義光(小黒印)

その文書は、横折紙(下部は裁断されている)に、C型小黒印である。端午の節句のお祝いの際には、義光のもとに家臣たちから数多くの祝儀が届き、一斉に礼状を書いたはずである。とりわけ、家臣が一万を超えるようになる^{*67}、横折紙にC型の小黒印を使ったと推測される。とすれば、本文書は、慶長六年以降最上氏改易(一六二二)年までのものとなる。

おわりに

以上、最上義光の判物、印判状、書状について分析した。残存する最上義光の文書分析からも、判物と比して、比較的多くの書状が出されたことがわかる。とりわけ、天正期には多くの書状が残っている。

また、当初、判物で出されていた知行宛行なども印判状で出すようになるが、慶長六年以降においても判物で知行宛行を行っているように、印判状が判物にとってかわってしまったわけではない。それは、有力家臣団(万石を超える石高を有する家臣が一五人^{*68})の存在が、印判状による知行宛行や安堵などを嫌い、より義光の人格性が表れる判物を好んだことによると考えられる。

ところで、先述のように印判状は、戦国大名の官僚制発展の指標とされる。最上義光は天正九(一五八一)年以来印判状を発給した。とりわけ慶長五(一六〇〇)年の長谷堂合戦(奥羽の関ヶ原合戦と言われる)に勝利し、江戸幕府体制下で五七万石の大大名となると、横折紙にC型印判状を庄内地域などに大量発給した。それは、有力家臣に支配をゆだねた村山地域とは異なり、庄内地域は慶長六年以後に義光が新たに獲得した地域で、有力な家臣がおらず、義光の吏僚(原頼秀、進藤安清ほか)を使った官僚的支配が容易であったからであろう。他方、天正期に書状が多いのは、その時期は村山、新庄といった結局は有力家臣

に支配をゆだねた地域の支配が進んだ時期で、義光による判物・印判状の発給が少なかったことによるのだろう。こうした判物・印判状と書状との関係は他の東北の戦国大名にも当てはまるかもしれない。

さらに、それらが、寺社宛に数多く伝来していることから、従来は最上義光の宗教心の篤さを示すものとされた^{*69}。ところが、それらは、慶長一七(一六一二)年五月九日付黒印状一〇点(表141~150)のように武士にも出されている。管見に及んだ残存例は一〇点とはいえ、二〇〇人を超える武士にも出されたと推測される。とりわけ、横折紙にC型黒印状は、大量発給に使われたものであり、それが大量に出されたのは、最上義光の信仰心の篤さを示すというよりも、慶長一七(一六一二)年五、六月が、庄内を含めた最上領五七万石における最上氏支配の確立を告げる画期であったことを示すものである。

もつとも、この慶長一七年の黒印状は、江戸時代においても決定的な意義を有した。元和八(一六二二)年の最上家改易以後に入部した酒井家は、義光黒印状を有する寺院を保護した。酒井家の寄付により朱印状をいただいた寺院とともに、そうした寺(社)領の売買・質入れを禁じた^{*70}。それゆえ、最上義光の黒印状は江戸時代においても重要な意義をもったのである。それこそ、村山・最上地方のはほとんど残っていないのに対して、庄内地方には義光黒印状が多数残存し、先述した「享保最上義光黒印状写」などが作成された重要な背景であったといえよう。

*1 菅田慶恩『奥羽の驍将―最上義光』(人物往来社、一九六七)、『山形市史 中巻 近世編』(山形市、一九七二)。栗野俊之「戦国大名最上氏の領国形成と羽州探題職」(『駒沢史学』二八、一九八二)。最上義光文書の古文書学的考察は、『山形市史 中巻 近世編』の執筆者の一人であった武田喜八郎の著作集である『武田喜八郎著作集 巻1 山形県文化史の諸研究』(小松印

刷所、二〇〇七)が詳しい。それは基本的な研究と評価できる。しかし、典拠が示されておらず、追検証が困難である。また、依拠した文書も一〇〇を超える程度に過ぎない。鈴木勲「最上義光の印判状 特に伝馬印証状を中心として」(『羽陽文化』一〇七、一九七八)、片桐繁雄『最上義光の風景』(山形商工会議所、二〇〇九)も参照。拙稿「山形市宝光院と文殊菩薩騎獅像」(『山形大学大学院社会文化システム研究紀要六』、二〇〇九)、拙稿「最上義光にみる生き方」(山形大学都市・地域学研究所編『山形学』(山形大学出版会、二〇一一)、保角里志『南出羽の戦国を読む』(高志書院、二〇一一)も参照。なお、『横手市史 史料編 古代・中世』(横手市史、二〇〇六)も大いに参考となった。

*2 『山形市史史料編1最上氏関係史料』(山形市、一九七三)、『山形県史 古代中世史料1資料編15上』(山形県、一九七七)、『山形県史 古代中世史料2資料編15下』(山形県、一九七九)。

*3 武田『武田喜八郎著作集 巻1』(前注(1))V一七六頁。

*4 ここでは最上義光が発給または受信した文書のことである。なお、本稿では、義光の跡を継いだ家親、家信の文書は扱っていない(別の機会に論じる予定である)。彼らはほとんど花押を捺した判物と書状を出している。

*5 判物、印判状については佐藤進一『新版 古文書学入門』(法政大学出版会、一九九七)、有光友學編『戦国期印章・印判状の研究』(岩田書院、二〇〇六)など参照。

*6 山室恭子『中世に生まれた近世』(吉川弘文館、一九九二)二二九頁など。

*7 大石直正『東北大名の書状と印判状』『中世日本列島の地域性』(名著出版、一九九七)。

*8 平成二五(二〇一三)年時点で、最上義守(義光の父)、義光、義康(義光の長男)、家親(次男)、家信(孫)関係文書は四〇〇点を超える。山室氏が依拠したのは二六四点のようである。

*9 花押と印判の分類は『武田喜八郎著作集 巻1 山形県文化史の諸研究』(前注(1))V一七九~一八二頁に、ひとまず従った。ただし、武田氏は典拠などを明記していないために、すべての文書を再調査せざるを得なかった。また、所有者が代わっていたり、散逸していたり、残念ながら、すべての最上義光文書の原本調査ができなかった。「最上義光文書」表の花押欄でF

と記したのは、花押が捺されていることはわかっているが、どの型かわからないものである。

- * 10 大沢慶尋『青葉城資料展示館研究報告 特別号』(青葉城資料展示館、二〇〇一) 三三頁では元亀元年に義光が家督を継いだとする。
- * 11 大沢『青葉城資料展示館研究報告 特別号』(前注(10)) 四六頁では、萩生田を「最上義光分限帳」に見える高百石の義光配下の下級武士とする。
- * 12 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 二三八頁。
- * 13 『東根市史 編集資料 第八号 里見家文書 1』(東根市、一九八〇) 一頁。
- * 14 『東根市史 編集資料 第八号 里見家文書 2』(前注(13)) 一頁。
- * 15 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 九三頁では里見(東根)景佐の子源右衛門(親宜)が「高巻万式千石」と記載されている。里見氏については、『東根市史 通史編上巻』(東根市、一九九五) 二九五頁など参照。
- * 16 平清水氏は「最上義光分限帳」には見えない。だが、武田喜八郎のご教示によれば山形市内の長源寺に伝わる「最上義光分限帳」には見えるという。ただ、残念なことに長源寺の「最上義光分限帳」を見ることできない。
- * 17 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一七四頁。
- * 18 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一七四頁。
- * 19 『山形県史 古代中世史料1資料編15上』(前注(2)) 三五三頁。
- * 20 『新編庄内人名辞典』(庄内人名辞典刊行会、一九八六)の「下勘七郎」の項参照。
- * 21 史料(14)・(15)のように、平清水氏には慶長八年段階ではA型花押が捺された横折紙の判物から、慶長一五年では縦紙の判物が出されている。それは平清水氏が千石扶持から三千石扶持の武将へ出世したことによるのである。
- * 22 印判状については佐藤進二『新版 古文書学入門』(前注(2)) 二二五頁など参照。
- * 23 『山形市史 中巻』(前注(1)) 一五〇―一五三頁。
- * 24 鈴木「最上義光の印判状」(前注(1)) 参照。
- * 25 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一六二頁。
- * 26 庄内古文書影写集所収文書『山形県史 古代中世史料1』(前注(2)) 三五八頁。
- * 27 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一六二頁。
- * 28 『山形市史 中巻』(前注(1)) 一五一頁。
- * 29 武田『武田喜八郎著作集 巻1』(前注(1)) 二〇三頁。
- * 30 安部俊治「庄内占領を記す未紹介の最上義光書状について」(『本間美術館だより』五号、一九九九)によればB1型とB2型とは天正一五年一〇月の庄内占領を画期として変化があり、B1型からB2型へ変わったとする。表では、No.56の最上義光の一〇月八日附三坂越前守宛書状が天正一五年一〇月以後でB1型の印章が捺されている。しかし、内容的には天正一五年一〇月以前でもよい。後考を期したい。
- * 31 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一六九頁。
- * 32 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一七〇頁には本最上義光寄進状の写真が掲載されている。
- * 33 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 一七〇頁。
- * 34 『日本国語大辞典6』(小学館、二〇〇一)の「七徳」による。
- * 35 『日本国語大辞典』、鈴木「最上義光の印判状」(前注(1)) 九頁。
- * 36 『山形県史 古代中世史料1』(前注(2)) 三三〇頁。
- * 37 鈴木「最上義光の印判状」(前注(1)) 一頁。
- * 38 武田『武田喜八郎著作集 巻1』(前注(1)) 二〇三頁。
- * 39 武田『武田喜八郎著作集 巻1』(前注(1)) 二四四頁に写真がある。
- * 40 その事情とは、光明寺が一時無住となり、火災もあつたりしたので、最上義俊にもどされた。これについては、松尾「近世の仏教7」(『大法輪』二〇一三年一月号) 参照。
- * 41 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 二五七頁。
- * 42 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) には、史料(12)のような遠賀神社関係の文書は翻刻されていない。大沢敦志氏より井岡寺文書の貸与を受け、調査することができた。ご協力に感謝の意を表します。
- * 43 井岡寺文書(『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2)) 二二八頁)。
- * 44 井岡寺文書。前注(42) 参照。

- * 45 井岡寺については、大沢敦志『井岡寺縁起』(井岡寺、二〇〇九)参照。
- * 46 鶴岡市郷土資料館「S1511」。本資料の所在を教えてくださいいただいた鶴岡市郷土資料館の秋保良氏に感謝の意を表します。
- * 47 本間勝喜『床内藩』(現代書館、二〇〇九)第三章による。
- * 48 「享保最上義光黒印状写」は末尾が欠けており作成の理由がはっきりしない。だが、鶴岡市郷土資料館所蔵「少将出羽守最上義光黒印状写」(遠藤正和算史料26)は「享保最上義光黒印状写」を完全に写しており、それにより「享保最上義光黒印状写」作成の理由がわかる。
- * 49 「享保最上義光黒印状写」に基づいて『庄内史料集 古代・中世史料 上』(鶴岡郷土資料館、二〇〇二)二九九・三〇〇頁に黒印状が図表化されている。
- * 50 たとえば鶴岡般若寺の場合(表17)は寺の「堪忍分」(維持費)として最上義光の倉米(直轄倉)が支給されている。
- * 51 「雞肋編所収文書」(巻51)『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱二〇八頁。
- * 52 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱二三〇頁。
- * 53 田中淑子氏所蔵文書。
- * 54 「最上義光関連文書」表の「典拠・備考」欄の甲・乙・丙という記述参照。
- * 55 「金峰神社文書」『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱二二七頁の原頼秀添状の字とこの筆跡は似ている。
- * 56 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱二〇三頁。本文書の写真が『最上義光歴史館開館記念図録』(山形市教育委員会、一九八九)に載っている。
- * 57 『山形市史 中巻 近世編』(前注(1) 〱六三頁)では最上義光の兵が慶長五(一六〇〇)年頃一万名であったとするが、『最上記』「於天童原馬捕之事」では庄内の家臣の騎馬数は二五〇騎だったという。
- * 58 佐藤進一『新版 古文書学入門』(前注(3) 〱一六二・一六三頁。
- * 59 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱一六五頁。
- * 60 鶴岡市立郷土資料室所蔵「日枝神社文書」二。
- * 61 『鶴岡市史料編 庄内史料集 古代・中世史料 上』(鶴岡市、二〇〇二)。
- * 62 「寛永諸家譜(最上氏)」(『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱九頁。
- * 63 『新編 庄内人名辞典』(庄内人名辞典刊行会、一九八六)の原美濃頼秀、進藤但馬安清の項目参照。
- * 64 最上義光歴史館のホームページ「最上家臣余録」を参照されたい。
- * 65 『山形市史料編1最上氏関係史料』(前注(2) 〱一六一頁。
- * 66 『鶴岡市史 上巻』(鶴岡市役所、一九六二)一六一頁。
- * 67 『山形市史 中巻 近世編』(前注(1) 〱六三頁。
- * 68 『山形市史 中巻 近世編』(前注(1) 〱六六頁によれば、本城豊前守の四万五千石を最高に、一万石以上の上級武士が一五人もいた。
- * 69 『鶴岡市史 上巻』(前注(66) 〱一九五頁。
- * 70 『飽海郡誌 上巻3』(名著出版、一九七三)一七七頁参照。

付記

本稿作成に際して、井岡寺、慈光明院、光明寺他の御協力を得ました。記して感謝の意を表します。

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

最上義光関連文書

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
1	1570（永禄13）年1月吉日	最上義光言上状	立石寺	立石寺文書・山形市史169	A	*
2	1572（元亀3）年3月17日	最上義光知行宛行状写	萩生田弥五郎	秋田藩家蔵文書・山形市史238・堅紙	A	*
3	?1577（天正5）年8月24日	最上義光書状	白鳥長久カ	『武田喜八郎著作集1』248頁、天正4、5年頃とする・堅紙	*	B
4	?1578（天正6）年5月10日	最上義光知行宛行状写	里見越後守	県史上146	?	?
5	1579（天正7）年8月28日	最上義光祈願状	湯殿山カ	県史上258・山形市史287・堅紙	A	*
6	?1581（天正9）年4月10日	最上義光書状	和田美作守	安倍文書（『湯沢山形市史』の口絵）・山形市史258・堅紙	*	B1
7	?1581（天正9）年5月（梅）16日	最上義光書状写	（砂越）也足軒	県史上361	A?	*
8	?1581（天正9）年5月（梅）19日	最上義光書状写	西野修理亮（道俊）	旧『山形県史 巻1』（山形県内務部、1920）636・山形市史287	*	B
9	1581（天正9）年8月5日	最上義光知行宛行状	神主（神保）八郎	専称寺文書・山形市史162・堅紙	*	A
10	1581（天正9）年9月12日	最上義光知行宛行状	卯鶴	高橋文書・山形市史257・堅紙	*	C
11	?1582（天正10）年3月22日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史上925	*	B
12	?1582（天正10）年8月7日	最上義光書状	大崎殿（義隆）	横手市史史料編古代・中世417、古川市史7、154	A	*
13	?1582（天正10）年11月25日	最上義光書状	下国（愛季）	『山形県史』所収文書・山形市史288・堅紙	A	*
14	?1583（天正11）年4月1日	最上義光書状写	古口（秋徳飛騨）	県史上162、山形市史212	F	*
15	?1584（天正12）年2月21日	最上義光書状	関口能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史238	*	B2
16	1584（天正12）年3月4日	最上義光知行宛行状	山家九郎二郎	安倍文書・山形市史258・堅紙	*	C
17	?1584（天正12）年5月13日	最上義光書状	高森（留守政景）	砂金文書、県史528頁、仙台市史1（別冊）・堅紙	A	*
18	?1584（天正12）年6月12日	伊達政宗書状	最上義光	兵庫県立博物館・堅紙	*	*
19	?1584（天正12）年5（梅）月27日	最上義光書状	片倉小十郎	片倉文書、県史848	*	B1カ
20	?1585（天正13）年5月2日	最上義光書状	庭月	国会図書館文書・山形市史279、県史上925・堅紙	*	B1
21	1585（天正13）年8月26日	最上義光知行宛行状	鈴木九郎二郎	鈴木文書・山形市史179・堅紙	*	B1
22	1586（天正14）年1月1日	最上義光寄進状	立石寺衆徒	立石寺文書・山形市史169・堅紙	*	B1
23	?1586（天正14）年1月7日	最上義光書状	東禅寺筑前守	湯田川大塚甚内氏所蔵、古代・中世史料上巻198、口絵に写真あり、『山形県史』377・堅紙	*	B1
24	?1586（天正14）年7月3日	最上義光書状	伊泉大膳亮	山形市史161、山形県史444・堅紙（鳥の子紙）	*	B1
25	?1586（天正14）年8月5日	最上義光書状	伊達（政宗）	伊達文書・山形市史269、県史573・堅紙	*	B1
26	1587（天正15）年2月28日	最上義光知行宛行状	境介次郎	岡田文書・山形市史182、『河北町の文化財』河北町教育委員会、2004、122・堅紙（鳥の子紙）	*	C
27	?1587（天正15）年5月11日	最上義光書状	堀江長門守	堀江文書・山形市史272、県史上849、仙台山形市史1、430・堅紙	*	B1
28	?1587（天正15）年6月14日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史275・堅紙	*	B1
29	?1587（天正15）年6月18日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史275・堅紙	*	B1
30	?1587（天正15）年7月2日	最上義光書状	勝間田右馬亮	慈光明院文書・堅紙（鳥の子紙）	*	B1
31	?1587（天正15）年10月22日	最上義光書状	西野修理亮（道俊）	藤田文書（東大史料影写本）・堅紙か	*	B2
32	?1587（天正15）年11月24日	最上義光書状	西野修理亮	本間美術館文書・山形市史199・堅紙	*	B2
33	1588（天正16）年1月24日	最上義光知行宛行状	?	吉田文書・山形市史190	*	B
34	?1588（天正16）年2月1日	最上義光書状	石川長門守（隆重）	石川文書（東大史料）・山形市史281	*	B2
35	?1588（天正16）年2月6日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史163	*	黒印カ
36	?1588（天正16）年2月12日	最上義光書状写	?	経眼古文書所収文書、県史403・404	*	B
37	?1588（天正16）年2月13日	最上義光書状	沼辺（隆茂）	武田文書・山形市史168、山形県史223・224、慈光明院文書・堅紙（鳥の子紙）	*	B2
38	?1588（天正16）年2月16日	最上義光書状写	庭月和泉守	県史上925・山形市史289	*	B

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
39	?1588(天正16)年2月晦日	最上義光書状	岩屋能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史253、山形県史475・縦紙	*	B2
40	?1588(天正16)年3月9日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、571	*	*
41	?1588(天正16)年3月17日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
42	?1588(天正16)年3月17日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
43	?1588(天正16)年3月28日	最上義光書状	中山図書助	藤井文書・山形市史200(本間美術館)山形県史407・408・縦紙	*	B2
44	?1588(天正16)年4月6日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
45	?1588(天正16)年5月3日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、572	*	*
46	?1588(天正16)年5月17日	最上義光書状	小介川治部少輔	県史164・山形市史289	*	B2
47	?1588(天正16)年7月8日	最上義光書状	東	伊達文書・山形市史265・266・縦紙2紙継	*	*
48	?1588(天正16)年7月18日	最上義光書状	小介川治部大輔	秋田藩家蔵文書・山形市史251・『山形県史』所収文書・山形市史290	*	B2
49	?1588(天正16)年7月19日	最上義光書状	戸蒔甲斐守	古文書雑纂1、東史影本、県史445	*	B力
50	1588(天正16)年7月25日	最上義光過所	末吉平次郎	県史下581、東末古文書・折紙	*	B
51	?天正16(1588)年8月13日	最上義光書状写	仁賀保兵庫頭	秋田藩家蔵文書・山形市史242	*	B2力
52	?天正16(1588)年8月25日	最上義光書状	上下句長史	戸川安章氏所蔵・山形県史下533・縦紙	*	B2
53	?1588(天正16)年9月9日	最上義光書状写	葛西(晴信)	県史166、古川市史7、172	*	B
54	?1588(天正16)年10月11日	最上義光書状	奥山丹波守	秋田藩家蔵文書・山形市史250、横手山形市史443、県史465・縦紙	*	B2
55	?1588(天正16)年10月11日	最上義光書状	戸蒔右京亮	戸蒔文書・山形市史184・185・縦紙	*	B2
56	?1588(天正16)年10月11日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史276・縦紙	*	B2
57	?天正16(1588)年11月5日	最上義光書状	鈴木能登守	県史上223	F	*
58	?1588(天正16)年11月8日	最上義光書状	三坂越前守	三坂文書・山形市史276・縦紙	*	B1
59	?1588(天正16)年11月18日	最上義光書状	東	伊達文書・山形市史266・267・268・269	*	*
60	?1588(天正16)年	最上義光書状	東カ	伊達文書・山形市史260・縦紙	*	*
61	?1588(天正16)年	最上義光書状	東(よな沢たけこ)	伊達文書・山形市史262・縦紙2紙継	*	*
62	?1589(天正17)年1月12日	最上義光書状	石川内膳正(昭光カ)	越後古文書集雑文書・山形県史917・918、『新潟県史 資料編4中世2』332頁・縦紙	*	B2
63	1589(天正17)年?年2月5日	最上義光書状	玄悦	伊達文書・山形市史269・縦紙	*	B2
64	1589(天正17)年?年2月12日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史263・264・265・縦紙4紙継<	*	*
65	1589(天正17)年2月20日	最上義光安堵状	青木総兵衛(カ)	青木文書・山形市史182・縦紙	*	C
66	?1589(天正17)年3月1日	最上義光書状	ひがし	伊達文書・山形市史262・縦紙2紙継	*	*
67	?1589(天正17)年13日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史260・261・縦紙2紙継	*	*
68	?1589(天正17)年17日	最上義光書状	ひかし	伊達文書・山形市史259・縦紙2紙継	*	*
69	?1590(天正18)年2月4日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、573	*	*
70	?1590(天正18)年3月22日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、573	*	*
71	?1590(天正18)年4月27日	最上義光書状	下国	松沢文書・山形市史200・縦紙	*	B2
72	?1590(天正18)年7月4日	最上義光書状	浅野(長政)	県史993、大日本史料12-13、581	A	*
73	?1591(天正19)年5月3日	最上義光書状	?	庄司喜与太(大石田)氏所蔵、県史169、吉江文書の原本・横折紙	B1	*
74	?1591(天正19)年7月28日	相馬義胤書状写	最上義光	県史446	?	?
75	?1591(天正19)年8月12日	最上義光書状写	小介川治部少輔、仁賀保兵庫頭、滝沢又五郎、岩屋能登守、内越宮内少輔、	秋田藩家蔵文書43-114・山形市史249	B1	*
76	?1591(天正19)年年9月3日	最上義光書状	?	庄内古文書影写集2、県史15上358・縦紙	*	A
77	?天正年中4月27日	最上義光書状	片倉小十郎	片倉文書(東大史料)・山形市史280、県史848	*	B2

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
78	?天正年中7月29日	最上義光書状	?	古川市史7、156、249、錫田家文書・堅紙	A	*
79	?1592(文禄1)年3月28日	最上義光書状	蔵増大膳亮	立石寺文書・山形市史171・切紙	B1	*
80	?1593(文禄2)年5月18日	最上義光書状	いらこ信濃	伊達文書・山形市史270・継紙	D	*
81	1594(文禄3)年1月28日	最上義光知行宛行状	光明寺	光明寺文書・山形市史161、県史211横折紙	B2	*
82	1594(文禄3)年5月日	最上義光制札写	光明寺	光明寺由来記、県史下298	?	?
83	1594(文禄3)年7月7日	最上義光寄進文言	光明寺	光明寺	*	B2
84	1595(文禄4)年11月8日	最上義光制札	鳥海・月山両所神?	鳥海・月山両所神社、県史下296	F	*
85	1598(慶長3)年8月2日	最上義光掟書	専称寺	専称寺文書・山形市史162・堅紙	C1	*
86	1599(慶長4)年8月27日	最上義光書状	中山玄蕃、志村伊豆守	常念寺文書、山形市史164・継紙	C1	*
87	1600(慶長5)年4月	最上義光伝馬証	(大行院)	朝日町史編集資料大沼大行院文書7号伝馬印・切紙	*	D
88	?1600(慶長5)年5月7日	最上義光書状写	仁賀保、赤津、滝沢	秋田藩家蔵文書・山形市史248	C1	*
89	?1600(慶長5)年7月7日	徳川家康書状写	最上義光	横手市史577、県史574	*	*
90	?1600(慶長5)年7月21日	最上義光書状	小野寺遠江守(義道)	山形県史15下、583頁、横手市史史料編中世補遺2、7頁・切紙	C1	*
91	?1600(慶長5)年7月23日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
92	?1600(慶長5)年7月29日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
93	?1600(慶長5)年8月13日	南部利直起請文写	最上義光	県史下、576	*	*
94	?1600(慶長5)年8月18日	最上義光書状写	直江山城守兼統	『山形県史』所収文書・山形市史291	?	?
95	1600(慶長5)年8月20日	最上義光起請文	戸沢九郎五郎(政盛)	戸沢文書・山形市史184・牛王宝印	C1	*
96	?1600(慶長5)年8月27日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
97	?1600(慶長5)年8月28日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
98	?1600(慶長5)年9月7日	最上義光書状	佐竹久四郎	國學院大學研究室文書・山形市史283	*	B
99	?1600(慶長5)年9月13日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書(巻101)・山形市史209	F	*
100	1600(慶長5)年9月21日	最上義光願文写		山形県史下522、工藤文書(山大博物館所蔵)・堅紙	*	*
101	?1600(慶長5)年9月22日	最上義光書状	上野(留守政景)	留守文書・山形市史273	C1	*
102	?<1600(慶長5)年9月>23日	最上義光書状	上野(留守政景)	『性山公治家記録』所収文書・山形市史274、山形県史518(留守文書)	*	*
103	?1600(慶長5)年10月1日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史273・県史524	*	*
104	?1600(慶長5)年10月3日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史274・県史524・堅紙	*	*
105	?1600(慶長5)年10月8日	最上義光書状	秋藤(秋田実季)	秋田家文書、山形市史272、横手山形市史史料編古代・中世595、『山形県史』1003-1005・切紙	C1	*
106	?1600(慶長5)年10月13日	最上義光書状写	竹貫三河守	『山形県史』下565(会津四家合考所収文書)	?	?
107	?1600(慶長5)年10月15日	最上義光書状	伊上野(留守政景)	留守文書・山形市史273・折紙	C1	*
108	?1600(慶長5)年10月17日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、575	*	*
109	?1600(慶長5)年10月20日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史274・堅紙	*	*
110	?1600(慶長5)年10月22日	最上義光書状	伊上州(留守政景)	留守文書・山形市史274・折紙	C1	*
111	?1600(慶長5)年10月24日	徳川家康書状写	最上義光	県史下、576	*	*
112	?1600(慶長5)年11月8日	最上義光書状	伊達政宗	伊達文書・山形市史182・183、大日本史料12-13、581	C	*
113	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状	田辺内記	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史213・石川文書・山形市史282・横折紙	C2?	*
114	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状写	広川喜右衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史213・横折紙	C2?	*
115	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状写	藤田守右衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史214・横折紙	C2?	*
116	?1601(慶長6)年3月27日	最上義光書状写	佐藤喜兵衛	山形県史400、目の幸所収文書・横折紙か	C2	*
117	?1601(慶長6)年6月21日	最上義光書状	下勘七郎	鶴岡市立郷土資料館・横折紙	*	*

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
118	1602（慶長7）年7月23日	最上義光知行宛行状	里見薩摩（景佐）	東根市史里見家文書1・横折紙	C2	*
119	1602（慶長7）年7月23日	最上義光知行宛行状	里見薩摩（景佐）	東根市史里見家文書2・横折紙	C2	*
120	1603（慶長8）年3月17日	最上義光詠歌額	千手堂	千手堂、山形市史313	*	*
121	1603（慶長8）年4月11日	最上義光知行宛行状	平清水下野	平清水文書・山形市史174・横折紙	A	*
122	?年5月5日	最上義光書状	新関因幡	山形市史161・横折紙	*	C
123	1604（慶長9）年閏8月2日	最上義光書状	北楯大学利長	最上川土地改良区所蔵・横折紙	C2	*
124	1606（慶長11）年1月3日	最上義光書状	志村伊豆、坂紀伊	東根市史里見家文書3・横折紙	C2	*
125	?1606（慶長11）年2月7日	最上義光書状	東根薩摩（景佐）	東根市史里見家文書5・横折紙	C2	*
126	?1606（慶長11）年2月7日	最上義光書状	志村伊豆、坂紀伊	東根市史里見家文書4・横折紙	C2	*
127	1609（慶長14）年2月18日	最上義光感状	平楽寺友衛門	最上義光歴史館の写真・横折紙	B1	*
128	?1609（慶長14）年9月1日	本多正信他連署状写	最上義光	県史上489	*	*
129	1610（慶長15）年6月26日	最上義光知行宛行状	平清水下野義行	平清水文書・山形市史174・縦紙	A	*
130	?1611（慶長16）年5月1日	最上義光書状	北楯大学	北楯利久氏（北楯神社神主）所蔵文書・山形市史232・横折紙	D	*
131	1611（慶長16）年5月22日	最上義光寄進状	常念寺	常念寺文書・横折紙	*	C
132	?1611（慶長16）年6月10日	最上義光書状	北楯大学・北楯兵部少輔	北楯文書・山形市史234・横折紙	C2	*
133	?1611（慶長16）年8月5日	最上義光書状写	北楯大学	「目の幸」、古代・中世史料上巻269	C2	*
134	1611（慶長16）年8月12日	最上義光受取状	つるか岡下ノ山王大夫	日枝神社文書2・切紙	*	C
135	1611（慶長16）年8月12日	最上義光受取状	きんほうみなみのほう	金峰神社文書・山形市史227・切紙	*	C
136	1611（慶長16）年8月12日	最上義光受取状	市田五左（右カ）衛門	庄内古文書影写集1（SL82-1）、山形市史213、県史424・切紙	*	C
137	1611（慶長16）年8月12日	最上義光受取状	とさひきんさへもん	秋田藩家蔵文書45冊37丁、山形市史250・切紙か	*	C
138	1611（慶長16）年8月12日	最上義光受取状	なが山わかさ（長山若狭）	秋田藩家蔵文書・山形市史251・切紙か	*	C
139	1611（慶長16）年8月12日	最上義光受取状	鶴岡四所宮	「郷社春日神社調書」鶴岡市立郷土資料館SL2706・切紙か	*	C
140	?年10月14日	最上義光書状	小国撰津守	折原文書・山形市史176・横折紙	C2	*
141	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状写	戸沢金左衛門	秋田藩家蔵文書・山形市史250	*	C
142	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状写	高山喜兵衛	鶴岡高山昌久蔵、古代・中世史料上巻271、口絵に写真あり・横折紙、丙	*	C
143	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状写	長山若狭	秋田藩家蔵文書・山形市史251	*	C
144	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	須佐太郎兵衛	須佐文書、県史375・横折紙、丙	*	C
145	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	?	本楯大物忌神社所蔵文書・横折紙、乙	*	C
146	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	?	雞肋編所収文書（巻200）・山形市史212・横折紙	*	C?
147	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	市田五右衛門	雞肋編所収文書（巻200）・山形市史213、県史424・425・横折紙	*	C
148	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	和田越中	雞肋編所収文書（巻200）・山形市史214	*	C?
149	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	和田左衛門	雞肋編所収文書（巻200）・山形市史214	*	C?
150	1612（慶長17）年5月9日	最上義光安堵状	大津藤右衛門	大津文書・山形市史203・横折紙、丙	*	C
151	?1612（慶長17）年5月9日	最上義光書状	北楯大学	北楯文書・山形市史233	E	*
152	?1612（慶長17）年5月15日	最上義光書状	小国津の守	県史376	E	C
153	?1612（慶長17）年5月15日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵、狩川八幡神社文書・山形市史236・横折紙	*	C
154	??1612（慶長17）年5月18日	最上義光書状	北楯大学	狩川八幡神社文書・山形市史236	*	C
155	??1612（慶長17）年5月18日	最上義光書状	北楯大学	北楯文書・山形市史234・縦紙（横折紙を裁断し、貼り継ぎ1紙として使用）	*	C
156	?1612（慶長17）年年5月28日	最上義光書状	大津助丞とのへ	大津文書・山形市史204・横折紙か	E	C
157	1612（慶長17）年6月4日	最上義光寄進状	河北一条八幡大夫衆	一条八幡神社文書、山形市史201、享保・横折紙	*	C
158	1612（慶長17）年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村八幡戸之内	雞肋編所収文書（巻51）・山形市史207、享保・横折紙か	*	C?
159	1612（慶長17）年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村八幡大夫	享保・横折紙か	*	C?

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
160	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	下山添村之八幡役者免	田中淑子所蔵、享保・横折紙、甲	*	C
161	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	下山添村八幡的射免	下山添八幡宮所蔵、享保・横折紙、甲	*	C
162	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村之八幡不動免	享保・横折紙か	*	C?
163	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	下山添村之八幡法分	享保・横折紙か	*	C?
164	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現掃部	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、 享保・横折紙か	*	C?
165	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現掃部	享保・横折紙か	*	C?
166	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現大夫	享保・横折紙か	*	C?
167	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引本郷村河内権現戸之内	享保・横折紙か	*	C?
168	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内河北飛鳥観音寺衆徒	享保、『飽海郡誌 中』巻6、40・横折紙か	*	C?
169	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	金注連	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、 日枝神社文書SL105、享保・横折紙、乙	*	C
170	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山学頭坊	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史207、 享保・横折紙か	*	C?
171	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内鶴岡常念寺	常念寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、 山形市史230、<雞肋編所収文書(巻51)・ 山形市史208と同じか>、享保・横折紙、丙	*	C
172	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高安寺隠居圓用院	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史208、 享保・横折紙、乙	*	C
173	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高安寺	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史208、 県史368、享保・横折紙、乙	*	C
174	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内鶴岡般若寺侍衣印	雞肋編所収文書(巻51)・山形市史208、 享保、目の幸一(鶴岡般若寺所蔵)・横折紙か	*	C
175	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	藤嶋村法眼寺	雞肋編所収文書(巻123)・山形市史211・ 横折紙か	*	C?
176	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	亀崎八幡別当	雞肋編所収文書(巻193)・山形市史211、 享保・横折紙か	*	C?
177	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	亀ヶ崎山王大夫	享保、『飽海郡誌上』巻3、129・横折紙、 乙	*	C
178	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北落臥永泉寺	享保、鶴岡郷土資料館写真・横折紙、乙	*	C
179	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	金峰山権現仏供免	金峰山神社文書・山形市史227、享保・ 横折紙、乙	*	C
180	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山北之坊	享保・横折紙	*	C?
181	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山南之坊	享保・横折紙	*	C?
182	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	金峰山蔵王坊	享保・横折紙	*	C?
183	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内河北巖岡鳥海山衆徒 中	享保、『飽海郡誌上巻2』94・横折紙	*	C?
184	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村観音仏供灯明分	井岡寺文書・山形市史228、享保・横折紙、 乙	*	C
185	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村学頭	井岡寺文書・山形市史228、享保・横折紙、 乙	*	C
186	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村釈迦院	井岡寺文書・山形市史228、享保・横折紙、 乙	*	C
187	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村不退坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折紙、 乙	*	C
188	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村威徳院	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折紙、 乙	*	C
189	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村大学坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折紙、 乙	*	C
190	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村円光坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折紙、 乙	*	C
191	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	井岡村枝林坊	井岡寺文書・山形市史229、享保・横折紙、 乙	*	C
192	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村大夫	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	C
193	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村堂聖	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	C
194	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村戸内大夫	井岡寺文書、享保・横折紙か	*	C

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
195	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村御子	井岡村文書、享保・横折紙か	*	C
196	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	井岡村承仕	井岡村文書、享保・横折紙か	*	C
197	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	下田河八幡別当	田川八幡神社文書・山形市史230、享保・横折紙、乙	*	C
198	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	長泉寺	長泉寺文書(鶴岡市史、上巻187p)、県史367、享保・横折紙、乙	*	C
199	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	高安寺隠居円用院	県史368、享保・横折紙、乙	*	C
200	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	鶴岡四所之宮四所之大夫	四所宮文書(鶴岡市史、上、p197)、享保、鶴岡郷土資料館(sl2059)にコピーあり。横折紙、甲	*	C
201	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	播磨京田村勝伝寺	齊藤文書・山形市史232、『鶴岡の文化財』95頁、勝伝寺文書(鶴岡市教育委員会写真)・横折紙、乙	*	C
202	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	狩川村八幡大夫	狩川八幡神社文書、享保・横折紙	*	C
203	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北朝日山八幡別当	朝日文書・山形市史280、県史426、享保、「酒田の文化財」に写真あり・横折紙、乙	*	C
204	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	羽黒山執行	玉蔵坊文書2-137(2)、鶴岡市史古代・中世史料下435・横折紙(下裁断)、乙	*	C
205	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	羽黒 藤左衛門、次郎左衛門、玄蕃、八郎左衛門	玉蔵坊文書2-140、鶴岡市史古代・中世史料下435・横折紙(下裁断)、丙	*	C
206	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山修理大夫	杉尾神社文書(馬町菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
207	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山学頭坊	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
208	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山神宮寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
209	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山八幡大夫	馬町阿部憲五所蔵(鶴岡市教育委員会)、享保・横折紙	*	C
210	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山兵部大夫	享保・横折紙か	*	C?
211	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山渡会大夫	享保・横折紙か	*	C?
212	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山笛吹大夫	享保・横折紙か	*	C?
213	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山左近大夫	享保・横折紙か	*	C?
214	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山式部大夫	享保・横折紙か	*	C?
215	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	杉尾山民部大夫	享保・横折紙か	*	C?
216	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山興かき免三郎左衛門	馬町菅原幸志所蔵(鶴岡市教育委員会)、享保・横折紙、乙	*	C
217	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山地蔵院	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
218	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山吉祥寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
219	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山金勝寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
220	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山金光坊	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
221	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山少観寺	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
222	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山中里神子	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
223	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山伊勢神子	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙乙	*	C
224	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	杉尾山大工	杉尾神社文書(菅原泰典所有文書)、享保・横折紙、乙	*	C
225	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	吉祥寺	享保・横折紙	*	C?
226	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	鶴岡新山	日枝神社文書3号(鶴岡市立図書館所蔵)、享保・横折紙、甲	*	C
227	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	庄内河北新山最勝寺衆徒	享保・横折紙か	*	C?
228	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	鶴岡下之山王宮大夫	日枝神社文書1号(鶴岡市立図書館所蔵)、享保・横折紙、甲	*	C
229	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡下之山王戸之内	享保・横折紙	*	C?

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
230	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡下之山王五郎左衛門、大炊助	享保・横折紙	*	C?
231	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	龍藏寺	龍藏寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙、乙	*	C
232	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	禪龍寺	禪龍寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙か、乙	*	C
233	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	勝福寺村和泉山明神大夫	勝福寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙、乙	*	C
234	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	極楽寺	極楽寺文書(鶴岡市教育委員会写真)、享保・横折紙、乙	*	C
235	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	庄内河北龍沢藏王別当	遊佐町上野沢御嶽神社所蔵、享保・横折紙、乙	*	C
236	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	松根村新山大夫	上畑町佐藤九二男氏所蔵史料写真、享保・横折紙、乙	*	C
237	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	境奥屋村白髪明神別当	享保・横折紙か	*	C?
238	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	鶴岡天神大夫	享保・横折紙か	*	C?
239	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	横山村八幡大夫	享保・横折紙か	*	C?
240	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	玉川寺	享保・横折紙か	*	C
241	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	上藤島村六所之宮大夫左京	享保・横折紙か、甲	*	C
242	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	木倉	享保・横折紙か	*	C?
243	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	櫛引荒沢村明神大夫	享保・横折紙か	*	C?
244	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王宮大夫	享保・横折紙か	*	C?
245	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王戸内大夫	享保・横折紙か	*	C?
246	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	小真木村上之山王但祭之時的立免七郎左衛門	享保・横折紙か	*	C?
247	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日供田	享保・横折紙か	*	C?
248	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日灯明田	享保・横折紙か	*	C?
249	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日八講	享保・横折紙か	*	C?
250	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山長福寺	享保・横折紙か	*	C?
251	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山橋本坊	享保・横折紙か	*	C?
252	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山大門坊	享保・横折紙か	*	C?
253	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山知光坊	享保・横折紙か	*	C?
254	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山西林坊	享保・横折紙か	*	C?
255	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日山妙光坊	享保・横折紙か	*	C?
256	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日治部大夫	享保・横折紙か	*	C?
257	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日兵部大夫	享保・横折紙か	*	C?
258	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日戸内大夫	享保・横折紙か	*	C?
259	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日御子	享保・横折紙か	*	C?
260	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	田川湯村大日すわ御子	湯田川大井瞳氏所蔵(鶴岡市教育委員会写真)・横折紙	*	C
261	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状	田川湯村大日すわ大夫	たみや旅館所蔵、今野悦郎(鶴岡市教育委員会写真)、山形市史231、享保・横折紙、乙	*	C
262	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日笛吹大夫	享保・横折紙か	*	C?
263	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日承使	享保・横折紙か	*	C?
264	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	田川湯村大日善左衛門	享保・横折紙か	*	C?
265	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山学頭坊	享保・横折紙か	*	C?
266	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山仙蔵坊	享保・横折紙か	*	C?
267	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山東桜坊	享保・横折紙か	*	C?
268	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山泉光坊	享保・横折紙か	*	C?
269	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山千照坊	享保・横折紙か	*	C?
270	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山大光坊	享保・横折紙か	*	C?

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
271	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山長連坊	享保・横折紙か	*	C?
272	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山円藏坊	享保・横折紙か	*	C?
273	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山海藏坊	享保・横折紙か	*	C?
274	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝積坊	享保・横折紙か	*	C?
275	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝徳坊	享保・横折紙か	*	C?
276	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山永光坊	享保・横折紙か	*	C?
277	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山宝幢坊	享保・横折紙か	*	C?
278	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山実相坊	享保・横折紙か	*	C?
279	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山林藏坊	享保・横折紙か	*	C?
280	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山眼養坊	享保・横折紙か	*	C?
281	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山藤泉坊	享保・横折紙か	*	C?
282	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山南之坊	享保・横折紙か	*	C?
283	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山若一大夫	享保・横折紙か	*	C?
284	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山薬師大夫	享保・横折紙か	*	C?
285	1612(慶長17)年6月4日	最上義光寄進状写	高寺山承仕	享保・横折紙か	*	C?
286	?1612(慶長17)年6月15日	最上義光書状	北館大学(利長)	旧『山形県史 巻1』(山形県内務部、1920)910に図あり・北楯文書、最上川土地改良区所蔵文書に現物あり、山形市史235・236の6月20日の文書と同一。市史のミスか・横折紙	*	C
287	?1612(慶長17)年7月2日	最上義光書状	北館大学	本間美術館文書・山形市史199、古代・中世史料上巻269・横折紙	C2	*
288	1612(慶長17)年8月5日	最上義光書状	北館大学とのへ	最上川土地改良区所蔵、山形市史236・237・横折紙	*	C
289	1612(慶長17)年8月15日	最上義光書状	平清水下野	平清水文書・山形市史174・縦紙	A	*
290	?1612(慶長17)年8月20日	最上義光書状	北楯大学	狩川八幡神社文書・山形市史234	*	C
291	?1612(慶長17)年10月27日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵、狩川八幡神社文書・山形市史237・横折紙	*	C
292	?1612(慶長17)年11月19日	最上義光安堵状	北館大学とのへ	狩川八幡神社文書・山形市史237、最上川改良地区所蔵・横折紙	E	C
293	?1613(慶長18)年4月26日	最上義光書状	林光	慈光明院文書・山形市史167・横折紙	*	C
294	1613(慶長18)年7月25日	最上義光受取状	?	山形大学博物館・山形市史166・縦紙	*	C
295	?(慶長)年11月21日	最上義光書状	北楯大学	最上川土地改良区所蔵・横折紙	E	C
296	?	最上義光書状	専称寺	専称寺文書・山形市史162	*	*
297	?	最上義光書状	専念寺か	専念寺文書・山形市史177	*	*
298	?	最上義光書状	宝幢御坊(尊海)	最上義光没後400年記念事業特別記念講演会・シンポジウム資料、最上義光歴史館図録(最上義光歴史館、1995)	*	*
299	?	最上義光書状	誓願寺	誓願寺文書・山形市史163	*	*
300	?年1月1日	最上義光書状	野辺沢宮内	光禪寺文書・山形市史161	F	*
301	?年1月11日	最上義光書状	佐藤	室岡正雄氏所蔵文書、県史221	F	*
302	?年1月25日	最上義光書状	大勳進	佐藤勝雄文書・山形市史200、酒田市大豊田字星川64-2210・横折紙(下裁断)	*	B2
303	?年2月5日	最上義光書状	岩屋右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史245	*	C
304	?年2月5日	最上義光書状写	小野寺十郎	秋田藩家蔵文書・山形市史237	*	B1
305	?年2月6日	最上義光書状	新田目留守	今井文書・山形市史199、県史、上413・縦紙	*	B2
306	?年2月14日	最上義光書状	宝幢寺	長谷川文書、山形市史165・横折紙	*	*
307	?年2月24日	最上義光書状	和田左衛門	雞肋編所収文書(巻200)・山形市史214	F	*
308	?年2月29日	最上義光書状	関田能登守	最上義光歴史館文書(収藏品図録、平成3)40・縦紙(鳥の子紙)	*	*
309	?年2月晦日	最上義光書状写	岩屋能登守	秋田藩家蔵文書・山形市史253・横折紙(下裁断)	*	B2

最上義光文書の古文書学 判物・印判状・書状（松尾 剛次）

no	年月日	文書名	受取人	典拠・参照	花押形式	印判形式
310	?年3月13日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書(巻101)・山形市史209	?	?
311	?年(慶長8年以後)3月18日	最上義光書状	? (稲荷)	曾根文書・山形市史168(宝幢寺文書・山形市史279)・横折紙	C2	*
312	?年(慶長8年以後)3月18日	最上義光郡中法度写	慈恩寺宝蔵院	県史、上1001	*	Cカ
313	?年4月22日	最上義光書状	?	雞肋編所収文書(巻101)・山形市史209	?	?
314	?年4月晦日	最上義光書状	義宣	佐竹文書(東大史料)・山形市史280	*	C
315	?年4月29日	最上義光書状	専称寺	専称寺文書・山形市史162・縦紙	*	B2
316	?年5月3日	最上義光書状	末吉屋兵衛	県史下、581	F	*
317	?5月4日	徳川家康書状	最上義光	県史上、390	*	*
318	?年5月25日	最上義光(伊達綱宗か)書状	鮎貝太郎兵衛	山形市史161・縦紙	?	*
319	?年5月25日	最上義光書状写	山内膳正	県史359	F	*
320	?年6月2日	最上義光書状	?	羽鳥文書・山形市史284	*	B
321	?年6月2日	最上義光書状	安部内記助	慈光明院文書、県史、上、223・縦紙	*	B1
322	?年6月21日	大崎義隆書状	最上義光	慈恩寺究教院文書、古川市史7、155	*	*
323	?年(慶長年間)6月21日	最上義光書状	かか與介	二木文書・山形市史196・横折紙	E	*
324	?年7月5日	最上義光書状	戸蔭中務少輔	『山形県史』所収文書・山形市史288	F	*
325	?年7月16日	最上義光書状写	大和田近江	秋田藩家蔵文書・山形市史247	C2	*
326	?年7月27日	最上義光書状	大日坊	雞肋編所収文書(巻193)・山形市史212、県史391、県史391・横折紙	*	C
327	?年7月晦日	最上義光書状	大日坊	雞肋編所収文書(巻193)・山形市史212	E?	*
328	?年8月14日	最上義光書状	北楯大学(利長)	荻原満氏所蔵文書、県史369・横折紙	C2	*
329	?年8月22日	最上義光書状	来咩院	来咩院文書・山形市史176	*	*
330	?年9月29日	最上義光書状	北楯大学利長	最上川土地改良区所蔵文書・横折紙	C1	*
331	?年10月1日	最上義光書状	常念寺	常念寺文書・山形市史165・縦紙	*	*
332	?年10月5日	最上義光書状	岩屋右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史242・横折紙	C2	*
333	?年10月25日	最上義光書状	岩谷(屋カ)右兵衛	秋田藩家蔵文書・山形市史243・横折紙(下裁断)	C2	*
334	?年12月7日	最上義光書状写	辻所左衛門	秋田藩家蔵文書・山形市史250	C1	*
335	?年12月10日	最上義光書状	有路水主	県史上338	F	*
336	?年12月12日	最上義光書状	専称寺	専称寺文書・山形市史163	F	*
337	?年12月20日	最上義光書状	和田美作守	秋田藩家蔵文書・山形市史237	*	B2
338	?年12月28日	最上義光書状	赤尾津豊前	秋田藩家蔵文書・山形市史239	E	C

注記
 山形市史とは『山形市史史料編1最上氏関係史料』(山形市、1973)のことで、山形市史176とは『山形市史史料編1最上氏関係史料』176頁のことである。
 県史とは『山形県史資料編15上古代中世史料』(県史上)または『山形県史資料編15下古代中世史料』(県史下)のことである。
 享保とは、「享保最上義光黒印状写」(本文参照)のことである。
 甲、乙、丙とは、右筆の筆跡の相違を示している(本文参照)。

A Study of the Documents of Yoshiaki Mogami: Decrees and Letters

Kenji MATSUO

This paper aims to clarify the world of decrees and letters of Yoshiaki Mogami (1546–1614), one of the daimyō during the Sengoku period in Dewa province, present day Yamagata and Akita prefecture. In this study, I discuss how Yoshiaki Mogami's documents were issued and when the turning point of Yoshiaki Mogami's rule of the Dewa province was. Although there have been many studies about Yoshiaki Mogami, there have been few studies on Yoshiaki Mogami's documents and, moreover, they are all out of date. For example, the book titled "A History of Yamagata City" was published in 1973 and "A History of Yamagata Prefecture" was published in 1977. They collected around 170 documents related to Yoshiaki Mogami. In this paper, 338 documents which were issued by Yoshiaki Mogami or sent to Yoshiaki Mogami are collected. Using those documents, this paper clarifies how Yoshiaki Mogami ruled the Dewa province.

The documents of Yoshiaki Mogami issued are classified into three types; Hanmotsu (判物), Inbanjyō (印判状) and letters. In principle, they have Yoshiaki Mogami's autographic signatures or his seals. There are some exceptions to this. For example, Yoshiaki Mogami neither wrote his signatures nor affixed seals when he wrote to his sister or he had eye problems. Hanmotsu have the autographic signatures of the people who issued the documents. On the other hand, Inbanjyō have such seals. Although both types of documents had the same function as decrees, Inbanjyō were said to be used more often than Hanmotsu later. They were not private letters but used to officially give rights and land, to express gratitude and so on.

According to my research, Yoshiaki Mogami began to issue Hanmotsu in 1570 at the latest and continue to issue them even in 1610. There are 5 different types (cited hereafter as types A, B, C, D, E) of Yoshiaki's autographic signatures. As for Inbanjyō, Yoshiaki began to issue them in 1581 at the latest and continued to issue them even in August of 1613. Yoshiaki used 5 different types of seals (types A, B I, B II, C and D). Especially, the type C seals were put on the most documents of Yoshiaki Mogami. Before my study, lots of attention was paid to the type B seal. However, type B seals can be found in 50 of Yoshiaki's documents. Among them, only 5 documents were Inbanjyō and 45 were letters. On the contrary, there were 169 documents affixed with type C seals. Among them, 153 documents were not letters but Inbanjyō. Therefore, this paper focused on the documents affixed with type C seals.

Previously, the turning point of Yoshiaki Mogami's documents was thought to be 1590 when Hideyoshi Toyotomi finally unified all of Japan. However, 147 Inbanjyō with the type C seal were issued intensively in 1612 (慶長 17). It is mainly because that Shōnai, the western part of Dewa province came under the rule of Yoshiaki Mogami. Therefore, the turning point of Yoshiaki Mogami's documents was not 1590 but 1612. Yoshiaki Mogami became the 7th largest daimyō with 570,000 koku during Edo period. So, according to the analysis of Inbanjyō, Yoshiaki Mogami created his bureaucratic system around 1612.